

お忘れなく！

児童手当の現況届の提出

●児童手当制度

児童手当は、家庭における生活の安定と、児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、児童を養育している人に支給されます。

支給対象となる児童は、小学校修了前の児童（12歳到達後最初の3月31日まで）の間にある児童）です。

ただし、前年（1月から5月分までは前々年）の所得が一定額以上の場合には、所得制限により支給されません。

●現況届

児童手当を受けている方は、毎年6月に『現況届』を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかを確認するためのものです。

この届がないと、6月以降の手当が受けられなくなりしますのでご注意ください。

今年度は表の日程で『現況届』を受け付けます。対

と き	時 間	受付場所
6月 8日(金)	9:00~17:00	北方支所 玄関ホール
6月11日(月)		
6月12日(火)	9:00~20:00	山内支所 1階相談室
6月13日(水)	9:00~17:00	
6月14日(木)	9:00~17:00	
6月15日(金)	9:00~20:00	本庁 1階会議室
6月18日(月)	9:00~17:00	
6月19日(火)		
6月20日(水)		
6月21日(木)		
6月22日(金)	9:00~20:00	

象者へは別途通知をしますので、必ず期間内に届けてください。

●支払時期

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。武雄市の支給日は各月の15日です。（15日が休日のときはその前日となります。）

●児童手当制度の拡充

5月号の市報でもお知らせしたとおり、平成19年4月から児童手当制度が拡充されました。3歳未満の乳幼児に対する児童手当の額が、第1子、第2子について5千円増額し、出生順位にかかわらず一律1万円となりました。

●問合せ

こども部

支援課家庭支援係

電話 ②③ 9216

山内支所

くらし課福祉健康係

電話 ④⑤ 2906

北方支所

くらし課福祉健康係

電話 ③⑥ 6020



担当 松尾

市民活動応援センター

「がばい館」がオープンしました。

佐賀県の「CSO（市民社会組織）活動拠点設置事業」として、JR北方駅内に市民活動応援センター「がばい館」がオープンしました。

県内西部地域のNPO法人やボランティア団体、自治会などを対象とした「広域公民館」として活動の場を提供します。

開館時間 午前9時～午後9時（ただし、深夜の利用にも対応可、要相談）

休館日 毎週水曜日

使用料 2時間 500円

問合せ先 がばい館

電話 ③⑥ 0909



担当 遙山